

海上保安庁における死因究明等に係る体制及び死体取扱状況等

管区 海上保安本部	令和6年4月1日	令和6年中											
	鑑識官数	死体取扱数	うち 鑑識官 臨場数	鑑識官 臨場率	うち 解剖数	うち 司法解剖	うち 調査法解剖	うち その他の 解剖	解剖率	うち 薬毒物検査 の実施体数	実施率	うち 死亡時画像 診断の実施 体数	実施率
全国	100	381	232	60.9%	216	202	12	2	56.7%	146	38.3%	79	20.7%
第一管区	14	13	8	61.5%	7	7	0	0	53.8%	4	30.8%	2	15.4%
第二管区	10	24	16	66.7%	12	9	2	1	50.0%	8	33.3%	8	33.3%
第三管区	14	68	49	72.1%	46	41	5	0	67.6%	23	33.8%	6	8.8%
第四管区	6	31	10	32.3%	16	16	0	0	51.6%	15	48.4%	12	38.7%
第五管区	10	29	15	51.7%	21	18	2	1	72.4%	10	34.5%	1	3.4%
第六管区	11	42	1	2.4%	18	18	0	0	42.9%	18	42.9%	12	28.6%
第七管区	12	63	46	73.0%	29	29	0	0	46.0%	24	38.1%	18	28.6%
第八管区	6	16	15	93.8%	12	12	0	0	75.0%	4	25.0%	3	18.8%
第九管区	6	23	21	91.3%	12	12	0	0	52.2%	9	39.1%	5	21.7%
(新潟県内)	3	13	11	84.6%	6	6	0	0	46.2%	6	46.2%	3	23.1%
第十管区	6	35	17	48.6%	17	17	0	0	48.6%	18	51.4%	12	34.3%
第十一管区	5	37	34	91.9%	26	23	3	0	70.3%	13	35.1%	0	0.0%

※ 第一管区海上保安本部が所轄する区域は、北海道である。

※ 第二管区海上保安本部が所轄する区域は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県である。

※ 第三管区海上保安本部が所轄する区域は、茨城県、千葉県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県である。

※ 第四管区海上保安本部が所轄する区域は、岐阜県、愛知県及び三重県である。

※ 第五管区海上保安本部が所轄する区域は、滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県の一部、和歌山県、徳島県及び高知県である。

※ 第六管区海上保安本部が所轄する区域は、岡山県、広島県、山口県の一部、香川県及び愛媛県である。

※ 第七管区海上保安本部が所轄する区域は、山口県の一部、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県である。

※ 第八管区海上保安本部が所轄する区域は、福井県、京都府、兵庫県の一部、鳥取県及び島根県である。

※ 第九管区海上保安本部が所轄する区域は、新潟県、長野県、富山県及び石川県である。

※ 第十管区海上保安本部が所轄する区域は、熊本県、宮崎県及び鹿児島県である。

※ 第十一管区海上保安本部が所轄する区域は、沖縄県である。

※ 鑑識官とは、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする海上保安官をいう。

※ 薬毒物検査の実施体数及び死亡時画像診断の実施体数は、死因・身元調査法の規定に基づいて実施したものを計上している。